

指定工事事業者の違反行為に係る処分基準（取消し又は停止）

（別表 2）

違反項目	該当事項	工事事業者規程 関連条項	処分基準日数 審査会委員会で決定	処分の重さ	
指定要件違反 (業務に関するもの)	①無断通水、メーターの不正利用等をしたとき	第7条(3)オ	審査会委員会で決定	取消し	
	②道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施工したとき			指定停止90日以内	2
	③施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき			指定停止180日以内	3
	④管理者の承認を受けずに工事を施工したとき			指定停止180日以内	3
	⑤工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき			指定停止90日以内	2
	⑥その他給水装置工事手引き書等に記載されている内容に違反したとき			指定停止30日以内	1
届け出に関するもの	事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき 休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき 虚偽の届け出をしたとき	第9条	指定停止30日以内	1	
給水装置工事 主任技術者	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うにあたり支障があるとき	第14条	指定停止30日以内	1	
事業の運営基準違反	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき	第15条(1)	指定停止30日以内	1	
	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技術を有する者を従事させず、又はその者に該当工事に従事させなかったとき	第15条(2)	指定停止30日以内	1	
	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき ①検査の改善指示に従わないとき ②管理者に届けず断水工事を行ったとき	第15条(3)	指定停止180日以内	3 取消し	
	4. 研修機会の確保をしなかったとき	第15条(4)	指定停止30日以内	1	
	5. 水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき	第15条(5)ア	指定停止180日以内	3	
	6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	第15条(5)イ	指定停止30日以内	1	
	7. 指名した給水装置工事主任技術者に施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	第15条(6)	指定停止30日以内	1	
工事施工に関する義務違反	1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき	第18条	指定停止30日以内	1	
	2. 報告及び提出 ①給水装置工事に関する報告(竣工書類)に完了日を経過して催告したにも関わらず提出しなかったとき ②資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき	第19条 第10条(7)	指定停止30日以内	1	
	3. 施工した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	第10条(8)	指定停止90日以内	2	

